

大和市職員等の内部通報制度に関する規程を次のように定める。

令和4年5月30日

大和市長 大 木 哲

## 大和市職員等の内部通報制度に関する規程

### (目的)

第1条 この訓令は、公益通報者保護法（平成16年法律第122号）を踏まえ、職員等からの内部通報を適切に処理する仕組み（以下「内部通報対応体制」という。）を定めることにより、法令に違反する状態の未然防止及び是正を図り、公正な職務の遂行を確保するとともに、正当に通報した職員等が、不利益な取扱いを受けないように必要な措置を講じ、もって公務に対する市民の信頼を確保し、適法かつ公正な市政の運営に資することを目的とする。

### (定義)

第2条 この訓令において「職員等」とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会、市議会及び消防の各機関（以下「市の各機関」という。）に属する地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項に規定する一般職及び同条第3項に規定する特別職の職員並びに過去にこれらの職員であった者
- (2) 市の各機関を役務の提供先とする労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第2号に掲げる派遣労働者
- (3) 市の各機関と請負契約その他の契約をしている事業等に従事する労働者
- (4) 企業、団体等から派遣されている行政実務研修員
- (5) 1年以内に前3号のいずれかに該当する者であったもの

2 この訓令において「内部通報」とは、職員等が、市の事務の管理、運営、執行等に係る行為が次の各号のいずれかに該当すると思料する場合に、当該行為につき次条第1項に規定する内部通報窓口に対して通報することをいう。

- (1) 法令（本市の条例及び規則を含む。）に違反する行為
- (2) 前号に掲げるもののほか、人の生命、身体、健康、財産若しくは生活環境を害し、又はこれらに対して重大な影響を及ぼすおそれのある行為
- (3) 前2号に掲げるもののほか、公益に反し、又は公正な職務を損なうおそれのある行為

(内部通報窓口及びその業務に従事する職員)

第3条 本市は、内部通報の受付、調査、相談、記録、是正措置の検討等を行うため、総務部に内部通報窓口を設置する。

2 内部通報窓口の事務を統括する責任者として、内部通報窓口責任者を置き、総務部長をもって充てる。

3 前項に規定するもののほか、内部通報窓口の業務に当たる職員は、人財課長の職にある者及び総務部に所属する職員のうちから市長が指名する者とする。

4 公益通報者保護法第11条第1項に規定する公益通報対応業務従事者は、内部通報窓口責任者及び前項の規定により指名された職員（以下これらの者を「内部通報窓口の職員」という。）とする。

(弁護士の資格を有する者の意見及び助言)

第4条 市長は、内部通報に係る事務処理の適正を確保するために必要があると認めるときは、第9条第1項の規定による調査（以下「調査」という。）の実施及び第12条第1項に規定する改善措置について、弁護士の資格を有する者に意見又は助言を求めなければならない。

(内部通報窓口職員の責務等)

第5条 内部通報窓口の職員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 内部通報窓口の職員は、誠実かつ公正に職務を遂行しなければならない。

3 内部通報窓口の職員は、自らが関係する内部通報等の処理に関与してはならない。

4 内部通報窓口責任者は、内部通報がなされた事案について、これに関係する者からの独立性を確保する措置をとらなければならない。

5 内部通報窓口責任者は、職員等に対して、定期的に公益通報者保護法及び内部通報対応体制に関する教育及び周知を行わなければならない。

6 内部通報窓口責任者は、内部通報対応体制の定期的な評価及び点検を実施し、必要に応じてその改善を行わなければならない。

(内部通報及びその方法)

第6条 職員等は、内部通報を行うことができる。ただし、自らの人事上の処遇、給与、勤務時間その他の勤務条件に係る事項については、これを行うことができない。

2 内部通報は、別に定める内部通報書若しくは当該様式の記載事項を具備した任意の書面又は電子メール、電話若しくは面談により行うものとする。

3 内部通報は、客観的に事実を説明することができる資料があるときは、匿名により行うことが

できる。

(内部通報者の責務)

第7条 内部通報は、不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他不正の目的で行ってはならない。

(内部通報の受付)

第8条 内部通報窓口は、内部通報を受け付けたときは、その内容を聴取する等により、当該内部通報の趣旨の確認に努めなければならない。

2 内部通報窓口は、受け付けた内部通報について、必要に応じて市長に報告し、その指示を受けるものとする。

(調査)

第9条 内部通報窓口は、市の各機関の協力を得て、当該内部通報に係る職員等からの事情の聴取、書類の閲覧、現地の確認その他の必要な調査を行うものとする。ただし、既に受けている内部通報と同様の内容である場合その他正当な理由がある場合は、調査を実施しないことができる。

2 調査は、当該内部通報に係る職員等の人権が不当に侵害されないようにしなければならない。

3 調査を受ける当該内部通報に係る職員等は、当該調査に協力しなければならない。この場合において、調査の状況を他に漏らしてはならない。

4 内部通報窓口は、必要に応じて第14条各項に規定する不利益な取扱いの有無を確認するものとする。

(調査開始等の通知)

第10条 内部通報窓口は、内部通報を行う者（以下「内部通報者」という。）に対し、適正な業務の遂行及び利害関係人の秘密、信用、名誉、プライバシー等の保護（以下「適正な業務遂行等」という。）に支障がない範囲内において、調査を開始したときはその旨を、調査を実施しないこととしたときはその旨及びその理由を通知するものとする。ただし、当該内部通報者が特に通知を望まない意思を表示したとき等は、この限りでない。

2 前項による内部通報者への通知は、内部通報を受け付けてから20日以内に行なければならない。

3 内部通報窓口は、内部通報者に対し、適正な業務遂行等に支障がない範囲内において、必要に応じて調査の進捗状況を通知する。

(報告)

第11条 内部通報窓口は、調査を実施したときは、その結果を市長に報告するものとする。

(改善措置)

第12条 市長は、前条の規定による調査結果の報告（以下「調査報告」という。）を受けた場合には、次項に規定する場合を除くほか、必要な是正措置、再発防止策等の改善措置（以下「改善措置」という。）を講ずるものとする。

2 市長は、調査報告が市長以外の市の各機関に関するものであった場合は、当該機関の長に必要な改善措置を講ずるよう要請するものとする。この場合において、当該機関の長は、必要な改善措置を講ずるとともに、その結果を市長に報告しなければならない。

3 市長は、前2項の規定による改善措置が適切に機能しているかを確認し、機能していない場合は改めて適切な対応を講じ、又は講ずるよう要請するものとする。

(改善措置等の通知)

第13条 市長は、必要な改善措置を講じたとき、又は前条第2項後段の規定による報告を受けたときは、適正な業務遂行等に支障がない範囲内において、速やかに当該内部通報者に対し、その旨を通知するものとする。ただし、当該内部通報者が特に通知を望まない意思表示をしたとき等は、この限りでない。

2 前項の規定は、調査の結果、内部通報の対象とされた事実がなかった場合又は改善措置を講ずる必要がなかった場合について準用する。この場合においては、当該内部通報者に対し、その理由も併せて通知するものとする。

(不利益取扱いの禁止)

第14条 市の各機関及び職員等は、内部通報者に対して、正当な内部通報をしたことを理由としていかなる不利益な取扱いも行ってはならない。

2 市の各機関及び職員等は、内部通報に関係する職員等に対して、調査に協力したことを理由としていかなる不利益な取扱いも行ってはならない。

(範囲外共有等の禁止)

第15条 内部通報者を特定させる事項は、内部通報窓口の職員に限り共有するものとし、当該範囲を超えて共有してはならない。ただし、当該範囲を超えて共有することに正当な理由がある場合は、この限りでない。

2 職員等は、内部通報者の探索をしてはならない。

(公表)

第16条 市長は、内部通報の受付及び処理の状況について、適正な業務遂行等に支障がない範囲内において、毎年度その概要を公表するものとする。

(委任)

第17条 この訓令に定めるもののほか、内部通報に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、令和4年6月1日から施行する。